

理事会の構成及び運営に関する規程

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人えんばわめんと堺の定款第28条に基づき、理事会及び運営に関する事項の付帯として定めることを目的とする。

(理事の構成)

第2条 他の同一の団体の理事であるもの、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が理事総数の3分の1を超えないこと。

(理事会の運営)

第3条 理事会の決議に当たっては、当該決議についての特別の利害関係を有する理事を除いた上で行なう。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2021年 3月15日から施行する。

役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人えんばわめんと堺の定款第18条に基づき、当法人の役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 この法人は役員等の職務執行の対価としての報酬は支給しない。

(費用)

第3条 この法人は、役員等がその職務の遂行に伴い発生する交通費について請求があったときは遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものは前もって支払うことができる。

- 2 役員等には、職務の遂行に伴い発生する交通費を支給することができる。
- 3 交通費は実費額とする。
- 4 役員の通勤交通費は、その職務の実態に応じて支給することができる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2021年 3月15日から施行する。

賃金規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人えんばわめんと堺の職員の賃金に関する事項を定めたものである。

2 本規程の定めのない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 本規程は、この法人の職員に適用する。

(原則)

第3条 賃金は、社会的水準と会社の負担能力の調和を図りながら、職員の勤続、職務遂行の姿勢及びその成果並びに会社の業績への貢献等を考慮して、各従業員別に決定する。

(賃金体系)

第4条 賃金体系は、次のとおりとする。

賃金等	基本給	固定給
		時間給
		業務手当（評価給）
	手当	通勤手当
		時間外手当
		休日労働手当
		深夜労働手当

2 退職金は支給しない。

(支払形態)

第5条 賃金の支払形態は、月給制、時給制とする。

2 前項にかかわらず、次の各号に掲げる期間及び時間については、不就労部分を日割又は時間制で控除し計算する。

一 欠勤した期間

二 遅刻、早退及び私用外出した時間

三 出勤停止を受けた期間

3 第1項にかかわらず、賃金の計算期間の途中で入社又は退社した場合について、その期間の賃金は日額に出勤日数を乗じた額とする。

(計算期間及び支払日)

第6条 賃金の計算期間は、1日から当月末日までとし、賃金の支払い日は翌月の10日とする。ただし、支給日が会社又は金融機関の休業日に該当する場合は、その前営業日に支払う。

(支給方法)

第7条 賃金の支払いは、原則として、従業員の同意を得て、本人名義の預貯金口座へ振り込む方法による。

(休業及び休職時の賃金)

第8条 この法人の都合により職員を臨時に休業させる場合には、休業手当として休業1日に付き、労働基準法による平均賃金の7割を支給する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2021年 3月15日から施行する。

倫理規程

<前文>

特定非営利活動法人えんばわめんと堺は、厳正な倫理に測り、公正かつ適切な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規定を制定し、それを遵守する者とする。

この法人の役員を含むすべての職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

<本文>

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 この法人は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、この規定の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう自己規律に努めなければならない。

(社会的信用の維持)

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第3条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第4条 この法人は、関連法令及び法人の定款、倫理規定その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範にそむくことなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第5条 この法人は、公益活動に従事しておることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止)

第6条 この法人の役員は、その職務の執行に際し、法人の利益相反が生じる可能性がある場合は、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

2 この法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

3 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 この法人は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第10条 この法人の役職員は、社会的課題や民間公益活動の促進に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、民間公益活動の促進による社会の変革に向けてチャレンジ精神を持って業務に当たらなければならない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2021年 3月15日から施行する。

利益相反防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人えんぱわめんと堺の「利益相反に該当する事項」について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、この法人の役員に対して適用する。

(利益相反行為の禁止)

第3条 この法人が助成先団体を選定、監督するにあたり、法人と助成先団体との間の利益相反行為をしてはならない。

- 2 助成事業等を行うにあたり、役員、選考委員、職員その他団体の関係者に対し、特別の利益を与えてはならない。

(自己申告)

第4条 役職員は、各自又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事することとなる場合には、事前に事務局に書面で申告するものとする。

- 2 役職員に対して、利益相反に該当する事項に関する自己申告をさせた上で適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2021年 3月15日から施行する。

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人えんばわめんと堺のコンプライアンスに関し必要な事項を定めることにより、役員及びすべての職員が法令等を遵守し高い倫理性を保持して業務を遂行する体制（以下「コンプライアンス体制」という。）を確立し、もって当法人の適正な事業運営と健全な発展を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当法人の役職員は法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(役職員の責務)

第3条 役職員は、業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

- 2 役職員は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、それを活かし、業務活動を発展させることにより、定款に定める目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

(コンプライアンス担当組織)

第4条 当法人にかかわるコンプライアンス担当組織は以下のものが行う。

- (1) 代表理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) 事務局

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、代表理事を委員長とし、事務局、コンプライアンス担当理事及び外部有識者を委員とする。

- 2 コンプライアンス委員会は以下の事項を遂行する。
 - (1) コンプライアンス施策の検討と実施
 - (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
 - (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析・検討
 - (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定

(5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表

(6) その他、代表理事が諮問した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、第5条2項に規定される事項に応じて、委員長の招集により開催する。

(外部有識者への報酬等)

第7条 外部有識者に対して、委員会開催ごとに社会通念上認められる範囲で報酬を支払うことができる。

- 2 外部有識者に対して、委員会開催に伴い発生する交通費について、実費額を支払うことができる。

(コンプライアンス違反事業)

第8条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに事務局に報告する。

- 2 事務局は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実を代表理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、代表理事の承認を得て実施する。

- 3 役職員は、第1項にかかわらず、緊急の事態等の事由により、事務局を経由することができないときは、代表理事に直接、第1項の報告をすることができる。

(コンプライアンスのための教育)

第9条 当法人は、必要に応じて役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員は当法人の倫理規程を含むこれらの事項について、理解するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2021年 3月15日から施行する。

内部通報（ヘルプライン）規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人えんばわめんと堺が、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、及びこの法人に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度（「ヘルプライン」と称する。）を設けるとともに、その運営の方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この規程は、この法人の役員及び職員に対して適用する。

（通報等）

第3条 この法人又は役職員の不正行為として別表に掲げる事項（以下、「申告事項」という。）が生じ、又は生じるおそれがある場合、役職員（この法人が行う事業に直接的又は間接的に関係する者を含む。）は、この規程の定めるところにより、通報、申告又は相談（以下「通報等」という。）をすることができる。

- 2 通報等を行った者（以下「通報者」という。）、通報者に協力した役職員及び当該通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員（以下、「通報者等」という。）は、この規程による保護の対象となる。
- 3 申告事項が生じ、又は生じるおそれがあることを知った役職員は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

（通報等の方法）

第4条 役職員は、次に定めるヘルプラインの窓口（以下「ヘルプライン窓口」という。）に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。各ヘルプライン窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途役職員に通知する。

- (1) コンプライアンス規程に定めるコンプライアンス担当理事（以下「コンプライアンス担当理事」という。）
- (2) 監事
- (3) 事務局
- (4) 外部機関（JANPIAのヘルプライン窓口）

- 2 契約又は就業規則その他の規程に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

(ヘルプライン窓口での対応)

第5条 ヘルプライン窓口は、申告事項について受け付け、第7条の規定に従い、その対応を行うものとする。

- 2 通報等を受けたヘルプライン窓口の担当者は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日以内に、通報等を受けた事項につき調査を行う旨の通知又は調査を行わないことに正当な理由がある場合には当該理由を明らかにしたうえで、調査を行わない旨の通知を行うものとする。ただし、通報者が当該通知を希望していない場合、匿名による通報等であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(公正公平な調査)

第6条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口の担当者は、通報等の内容(通報者の氏名その他それにより通報者を特定することが可能となる情報(以下「通報者特定情報」という。)を除く。)を、直ちにコンプライアンス担当理事(ただし、当該通報等が理事の不正行為に係るものである場合には監事)に報告する。

- 2 通報等に係る事実関係の有無及びその内容に関する調査(以下「通報等調査」という。)は、事務局において実施することを原則とする。ただし、事務局が関係する内容の通報等が対象である場合その他事務局において通報等調査を実施することが適切でない場合には、コンプライアンス担当理事又は監事の指示により、他の部署又は担当者に通報等調査をさせ、又は法律事務所等、外部の調査機関に通報等調査を依頼することができる。
- 3 通報等調査は、公正かつ公平に行うものとする。
- 4 役職員は、特段の事情がある場合を除き、通報等調査に対して積極的に協力するものとする。
- 5 通報等を受けた各ヘルプライン窓口の担当者は、通報者との間で、通報者特定情報につき、通報等調査の担当者を含むこの法人の役職員に開示することができる内容及びその範囲について合意し、調査の必要性及び

状況の変化等に応じ、通報者との間で協議を行い、かかる合意の内容を見直すものとする。役職員は、第1項及び第2項にかかわらず、かかる通報者との合意に反する開示を行うことはできないものとする。ただし、匿名による通報等であるため通報者との協議が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(調査結果の通知等)

第7条 通報等調査を担当した部署（以下「調査担当部署」という。）は、通報等調査について結果に至った場合には、速やかに、当該結果を、通報等を受け付けたヘルプライン窓口、コンプライアンス担当理事及び代表理事に対して通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

- 2 ヘルプライン窓口は、通報等に基づく調査の後、遅滞なく、通報者に対してその内容を通知する。ただし、通報者に対して通知を行うことが困難な場合はこの限りではない。また、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

(調査結果に基づく対応)

第8条 コンプライアンス担当理事又は通報等の対象となった業務の執行を担当する理事は、通報等に基づく調査の結果、不正行為が存在するとの報告を受けた場合、直ちにコンプライアンス委員会に報告するとともに、事実関係の調査を行い、又は当該不正行為を中止するよう命令し、必要に応じて懲戒処分、刑事告発又は再発防止措置等の対応を行う等、速やかに必要な措置を講じる。

- 2 通報者等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の取扱いにおいて、通報等、通報者への協力及び通報等に基づく調査への積極的な関与をしたことを斟酌することができる。
- 3 コンプライアンス担当理事は、通報等調査の結果及びそれに対する対応の概要（ただし、通報者等の氏名を除く。）を、速やかに理事会において報告するとともに、遅滞なくこれを公表するものとする。

(情報の記録と管理)

第9条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口及び調査担当部署は、通報者等の氏名(匿名の場合を除く。)、通報等の経緯、その内容及び証拠等を、部署内において記録し、保管するものとする。ただし、通報者に関する情報が、第6条第5項の規定に基づき許容される範囲を超えて開示されることがないように留意するものとする。

2 通報等を受けた各ヘルプライン窓口、調査担当部署又はコンプライアンス委員会に關与する者その他通報等に係る情報を取得した者は、その情報に關して秘密を保持しなければならないが、第6条第2項の規定により、外部の調査機関に当該情報を開示する場合には、当該開示を受けた者が第三者に当該情報を開示し、又は漏洩することを防止する措置を講じるものとする。

3 役職員は、各ヘルプライン窓口又は調査担当部署に対して、通報者特定情報の開示を求めてはならない。

(不利益処分等の禁止)

第10条 この法人の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に關与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

(内部通報制度に關する教育)

第11条 この法人は、役職員に対して、公益通報者保護制度を含む内部通報制度に關する研修を定期的に行い、職員はかかる研修を積極的に受講するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2021年 3月15日から施行する。

(別表)

この規程において、不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

- 1 法令又は定款に違反する行為
- 2 役職員又は取引先その他の利害関係者の安全又は健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為
- 3 就業規則その他のこの法人の内部規程に違反する行為（ただし、人事上の処遇に関する不満を除く。）
- 4 この法人の名誉又は社会的信用を侵害し、又は低下させるおそれのある行為
- 5 その他この法人、役職員又は取引先その他の利害関係者に重大な損害を生じるおそれのある行為

以上

経理に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人えんばわめんと堺の経理処理に関する基本を定めたものであり、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握し、この法人の健全かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、この法人の経理業務のすべてについて適用する。

(経理の原則)

第3条 この法人の経理は、法令、定款及びこの規程の定めるところによるほか、NPO法人会計基準に準拠して処理されなければならない。

(会計年度)

第4条 この法人の会計年度は、定款の定めにより、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計区分)

第5条 会計上の次号区分は、行政庁へ届出を行った会計区分とする。

(会計処理の原則)

第6条 会計処理を行うに当たっては、特に次の原則に留意しなければならない。

- (1) 全ての収入・収益及び支出・費用は、収支予算に基づいて処理する。
- (2) 収入・収益科目と支出・費用科目とは、直接相殺してはならない。

(経理責任者)

第7条 経理責任者は、事務局とする。ただし、経理責任者に事故があるとき又は経理責任者が欠けたときは、代表理事が経理責任者の職務代行者を指名することができる。

- 2 経理事務の担当者は、経理責任者の指示に従って経理事務を処理するものとする。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目の設定)

第8条 この法人の会計においては、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握するため必要な勘定科目を設ける。

- 2 各勘定科目の名称は、別に定める勘定科目表による。

(会計処理の原則)

第9条 会計処理を行うに当たっては、特に次の原則に留意しなければならない。

- (1) 貸借対照表における資産、負債及び正味財産並びに正味財産増減計算書における一般正味財産及び指定正味財産についての増減内容は、それぞれその総額をもって処理し、直接項目間の相殺を行ってはならない。
- (2) その他一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計基準に準拠して行わなければならない。

(会計帳簿)

第10条 会計帳簿は、次の掲げるとおりとする。

(1) 主要簿

ア 仕訳帳 イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

ア 現金出納帳 イ 預金出納帳 ウ 固定資産台帳
エ 基本財産台帳 オ 特定資産台帳 カ 会費台帳
キ 指定正味財産台帳 ク その他必要な勘定補助簿

- 2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代える。

- 3 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 金銭

(金銭の範囲)

第11条 この規程において金銭とは、現金及び預金をいう。

- 2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書、振替預金証書及び官公署の支払通知書をいう。

- 3 手形及びその他の有価証券は、金銭に準じて取扱うものとする。

(出納・保管責任者の峻別)

第12条 金銭の出納及び保管については、その責に任じる会計責任者を置かなければならない。

2 会計責任者は、経理責任者が任命する。

3 会計責任者は、金銭の保管及び出納事務を取扱わせるため、会計事務の担当者を若干名置くことができる。

(金銭の出納)

第13条 金銭の出納は、事務局が作成した入出金表に押印あるいは担当者の記名によって行う。

(改廃)

第14条 この規定の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、2021年 3月15日から施行する。